

4 所見

以上の調査結果を踏まえ、国土交通省東北運輸局は、タクシーの障害者割引について、障害者の自立及び社会における活動への参画を支援する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業者に対し、個人情報記録していない事業者の取組例など有効な改善方策に係る情報を提供し、障害者手帳に貼付された写真による本人確認の際に個人情報を記録しないよう指導を徹底すること。
- ② 取扱通達を見直し、障害者に過度な負担とならないよう、利用の都度の障害者手帳に貼付された写真による本人確認に限らず、それ以外の合理的な方法による本人確認も可能であることを明確化すること。
- ③ 取扱通達による障害者割引に係る本人確認方法について、タクシー車内に分かりやすく表示する等苦情・トラブルの防止に努めるよう事業者に指導すること。
また、利用者に対しても障害者割引に係る本人確認方法等を周知するよう協会や協会を通じて障害者団体等に要請すること。
- ④ 精神障害者割引について、導入例を周知するなどして導入事業者をより一層拡大するよう努めること。